

## 学校におけるがん教育の推進について

- がん対策は、がん対策基本法のもと、第三期がん対策推進基本計画（2017～2022年度）に基づいて実施。
  - ⇒ がん教育については「国は、全国での実施状況を把握した上で、地域の実情に応じて、外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実に努める。」とされている。
  
- 文部科学省としては、
  - ・「がん教育」の在り方に関する検討会において、がん教育の在り方を整理
  - ・新学習指導要領（中学校及び高等学校の保健体育科）に「がん教育」を明記  
※中学校は、2021年度全面実施。高等学校は、2022年度入学生より年次進行で実施。
  - ・がん教育推進のための教材等の作成・周知
  - ・地域の実情に応じたがん教育の取組を支援
  - ・全国でのがん教育の実施状況を調査
  - ・がん教育研修会及びシンポジウムの実施
  
- これまで、学校では、健康教育の一環としてがん教育に取り組んでいただいているところであるが、国の取組等を踏まえ、下記の教材等を活用して、学校におけるがん教育の一層の推進をお願いしたい。

（参考資料URL）

がん教育推進のための教材（平成29年6月 一部改訂）

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/1369992.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1369992.htm)

がん教育推進のための教材 指導参考資料

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/1385781.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1385781.htm)

学校におけるがん教育の在り方について（報告）

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/1369993.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1369993.htm)

外部講師を用いたがん教育ガイドライン

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/1369991.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1369991.htm)

平成28年度がんの教育総合支援事業成果報告会

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/1379587.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1379587.htm)

がんの教育総合支援事業におけるモデル校の取組

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/1386959.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1386959.htm)

- 平成29年度におけるがん教育の実施状況調査の結果について

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/1410244.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1410244.htm)

# 平成29年度におけるがん教育実施状況調査

## 1 調査の目的

平成28年12月にがん対策基本法が改正され、がん教育に関する条文が新たに盛り込まれるとともに、改正法を踏まえ平成29年10月に閣議決定、平成30年3月に一部修正された第三期がん対策推進基本計画において、「国は、全国での実施状況を把握する」と明記されたことを受け、全国でのがん教育の実施状況等を把握し、今後の施策の参考とすることを目的に初めて調査を行った。

## 2 調査対象学校

国公立の小学校20,095校、中学校10,325校、義務教育学校48校、高等学校4,907校、中等教育学校53校、特別支援学校1,135校  
(回答総数37,401校)

## 3 調査事項

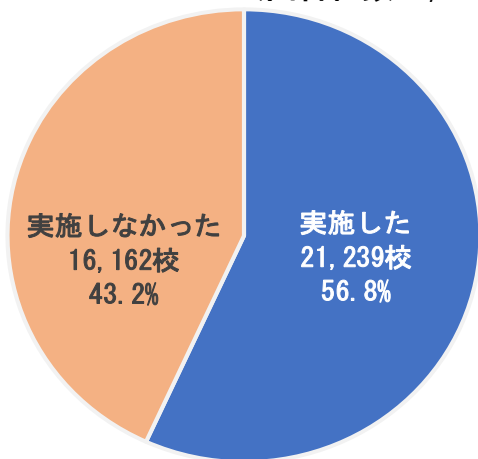
平成29年度におけるがん教育の実施状況

- ①実施状況    ②実施方法    ③実施しなかった理由
- ④外部講師の活用状況    ⑤外部講師の職種    ⑥外部講師活用の効果
- ⑦外部講師活用の課題    ⑧外部講師を活用しなかった理由

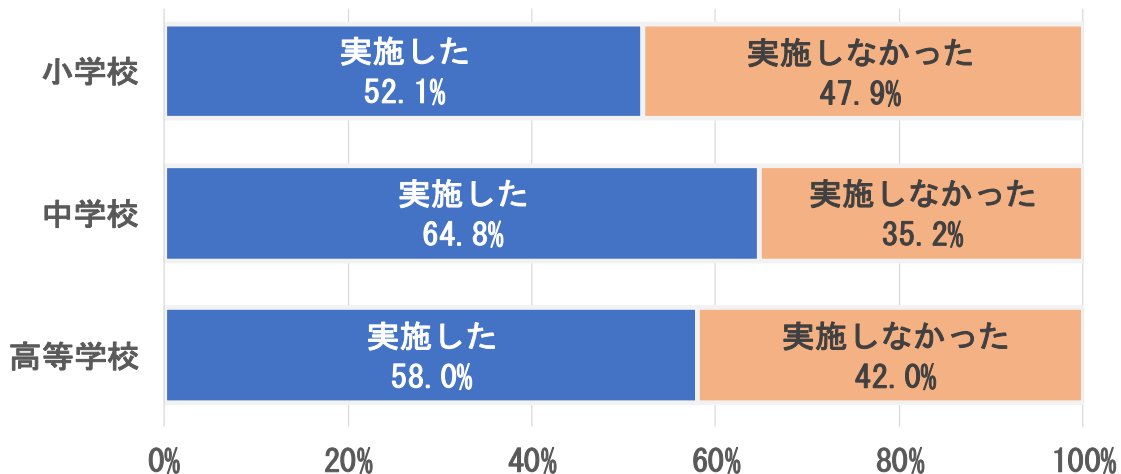


# 1 実施状況

平成29年度にがん教育を実施しましたか  
(回答総数37,401校)

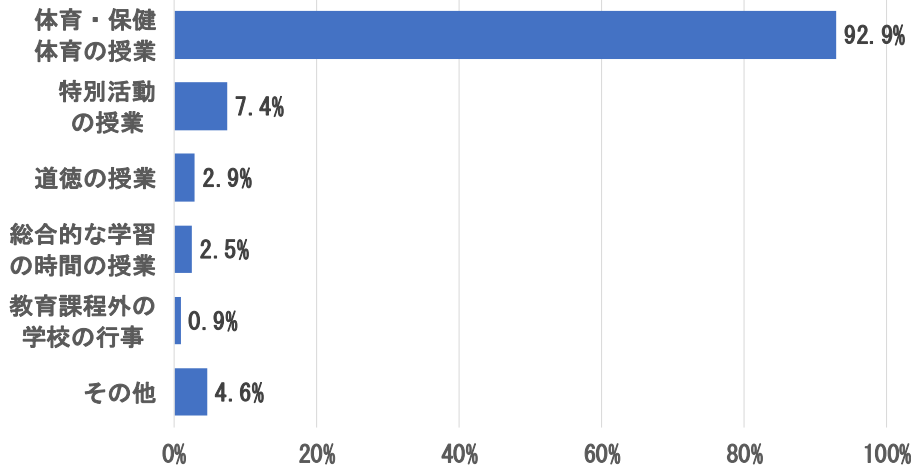


平成29年度にがん教育を実施しましたか(学校段階別)



# 2 実施方法

がん教育の実施方法(複数回答可)

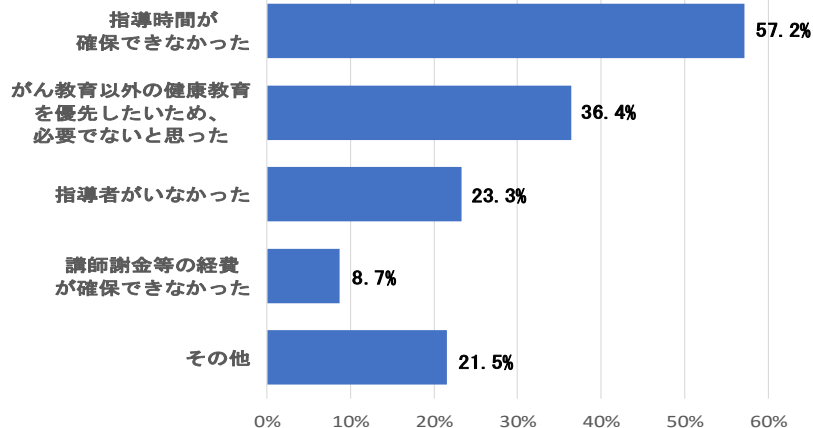


【その他の回答】

- ・上記以外の教科の授業
- ・(都道府県作成の)啓発資料配布時に実施 など

# 3 実施しなかった理由

がん教育を実施しなかった理由(複数回答可)



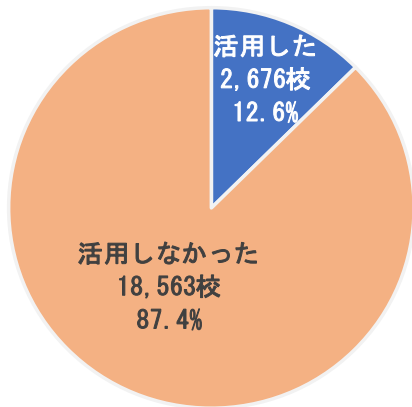
【その他の回答】

- ・がんを特別に扱っていないが、生活習慣病の一つとして学習している。
- ・今後の実施に向けて検討中。・指導内容についての知識・理解不足。
- ・(必要性は感じているが)指導に不安。・教育課程に位置付けていない。
- ・配慮が必要な子供がおり、適切な実施に向けて準備中。
- ・発達段階に応じた学習内容が整理できなかった。
- ・(特別支援学校において)児童生徒の実態(発達段階)に合わないため。 など

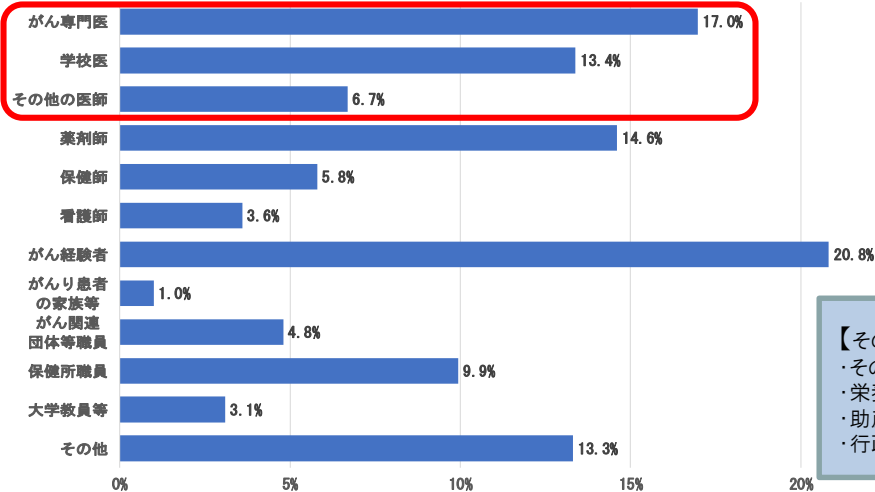


## 4 外部講師活用状況

外部講師を活用しましたか  
(がん教育を実施した学校21,239校)



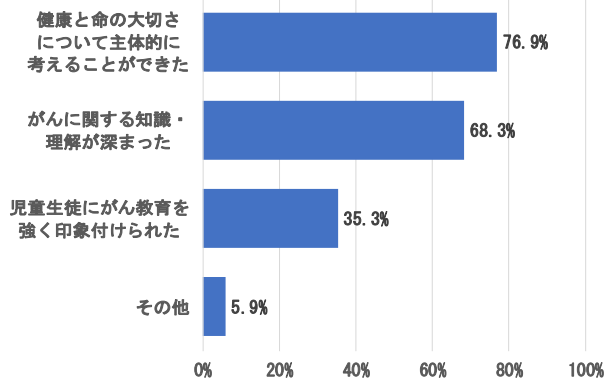
### 依頼した外部講師の職種(複数回答可)



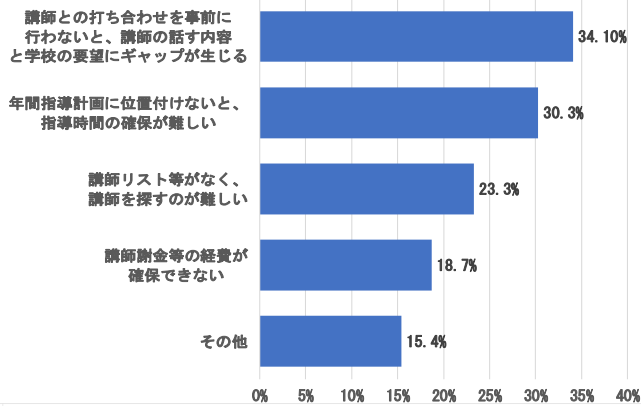
【その他の回答】  
・その他の医療関係者  
・栄養士(栄養教諭)  
・助産師  
・行政の担当者 など

## 5 外部講師活用の効果と課題

外部講師を活用して、効果的だと思ったこと(複数回答可)



外部講師を活用して、今後の課題であると思ったこと(複数回答可)



#### 【その他の回答】

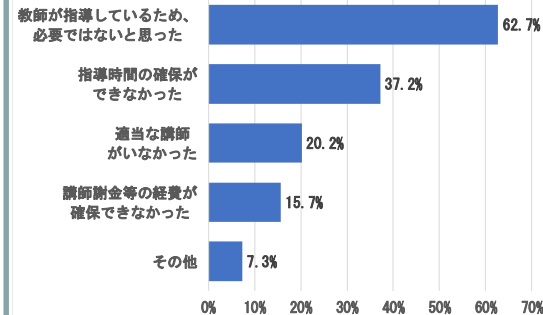
- ・保護者や地域にも公開するなど広い啓発につながった。
- ・家族や周囲の人へ思いやる大切さを学ぶ機会となった。
- ・学校医(学校薬剤師)とのつながりが深まった。
- ・保健などでの事前学習実施が効果的であった。
- ・前向きな生き方を学ぶことができた。 など

#### 【その他の回答】

- ・講師との日程調整。
- ・指導内容、指導方法。
- ・身近にがん経験者がいる子供(職員)への配慮。
- ・事前学習の必要性。
- ・薬物乱用防止教育や喫煙防止教育の講演会など、他の内容と関連して扱う際のバランス。 など

## 6 外部講師を活用しなかった理由

外部講師を活用しなかった理由(複数回答可)



#### 【その他の回答】

- ・使用できる教材や映像資料等が充実しているため。
- ・外部講師を活用する〇〇教育が多く、講師の選定、打ち合わせ等の準備の負担が大きく、取り組めていない。
- ・保健学習で扱う際に実施時期など、講師との調整が難しい。
- ・教師による指導を中心として、必要に応じて活用したい。 など



# 今後の文部科学省の対応について

## ①【本調査の結果周知による取組の促進】

各学校設置者及び各学校に対して、本調査結果を周知する際、がん教育実施のための教材等の普及・啓発を図ることにより、がん教育の取組を促進する。

## ②【新学習指導要領に対応したがん教育の普及・啓発】

新学習指導要領を踏まえたがん教育について、教員や外部講師の質の向上を図るとともに、各都道府県で行っている先進事例の紹介等を行う、実践的な研修会の実施により、がん教育の全国への普及・啓発を図る。

## ③【地域の実情に応じたがん教育の実施】

全国でのがん教育の実施状況調査の結果を踏まえ、新学習指導要領及びそれぞれの地域の実情に応じた、がん教育の取組を支援するとともに、研修会や会議等において、各自治体等での取組の成果を横展開することにより、地域の実情に応じたがん教育を促進する。

## ④【外部講師活用体制の整備の促進】

外部講師活用体制を整備するための各都道府県の取組を支援するとともに、そのノウハウを行政説明を行う会議等で横展開することにより、全国の自治体等での外部講師活用体制の整備を促進する。



## 学校等における受動喫煙対策について

- 学校等における受動喫煙対策については、これまでも「学校等における受動喫煙防止対策及び喫煙防止教育の推進について（通知）」（平成 22 年 3 月 12 日付け 21 ス学健第 33 号）において、**全面禁煙を含め適切な措置を講じるよう**お願いしてきたところである。  
また、毎年、厚生労働省が呼びかける「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の取組にあわせて、各学校における**喫煙防止教育及び受動喫煙防止対策の一層の推進**をお願いしてきたところである。
- これまでの取組により、「平成 29 年度受動喫煙防砂対策実施状況調査」（平成 29 年 3 月 29 日公表）の結果からも、**受動喫煙対策は、一定程度進んできている**ところである。
- 今般、望まない受動喫煙の防止を目的とする「健康増進法の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 78 号。以下「改正法」という。）が公布されたころ。改正法では、学校の敷地内に特定屋外喫煙場所を設置できるとされているものの、**あくまで原則は「敷地内禁煙」**であり、改正法は受動喫煙対策を一層推進する趣旨のものである。
- 各学校では、こうした改正法の趣旨を踏まえつつ、受動喫煙による健康への悪影響から児童生徒等を守るため、学校等における受動喫煙対策がより一層図られるよう取り組んでいただきたい。

（参考通知）

「健康増進法の一部を改正する法律の公布について（通知）」（平成 30 年 8 月 9 日付け 30 初健食第 18 号）

（参考資料 URL）

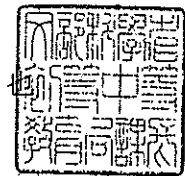
平成 29 年度学校における受動喫煙防止対策実施状況調査  
([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/1402885.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1402885.htm))



30 初健食第 18 号  
平成 30 年 8 月 9 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課長  
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課長  
各都道府県私立学校主管課長  
各国公立大学担当課長  
各国公立高等専門学校担当課長 殿  
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を  
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課長  
厚生労働省医政局医療経営支援課長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長  
三 谷 卓



(印影印刷)

「健康増進法の一部を改正する法律」の公布について (通知)

今般、望まない受動喫煙の防止を目的とする「健康増進法の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 78 号。以下「改正法」という。)が公布され、平成 30 年 7 月 25 日付け健発 0725 第 3 号で厚生労働省健康局長から別紙のとおり通知がありました。

学校等における受動喫煙対策については、これまでも「学校等における受動喫煙防止対策及び喫煙防止教育の推進について(通知)」(平成 22 年 3 月 12 日付け 21 ス学健第 33 号)等において全面禁煙を含め適切な措置を講じるようお願いしてきているところであり、平成 29 年度受動喫煙防止対策実施状況調査の結果(平成 30 年 3 月 29 日公表)のとおり、受動喫煙対策は一定程度進んでいるところです。

改正法では、学校の敷地内に特定屋外喫煙場所を設置できることとされているものの、あくまで原則は「敷地内禁煙」であり、改正法は受動喫煙対策を一層推進する趣旨のものです。

については、今後も改正法の趣旨を踏まえつつ、学校等における受動喫煙対策がより一層図られるようお願いします。

なお、参考として「学校等における受動喫煙防止対策及び喫煙防止教育の推進について(通知)」(平成 22 年 3 月 12 日付け 21 ス学健第 33 号)及び平成 29 年度受動喫煙防止対策実施状況調査の結果(平成 30 年 3 月 29 日公表)を添付いたします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校、各種学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人、学校及び各種学校に対して、各国公立大学担当課におかれては附属学校に対して、構造改革特別区域法(平成 14 年法律第 189 号)第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社等及び学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対して、都道府県認定こども園主管課においては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いします。

(本件照会先)

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課がん教育推進係

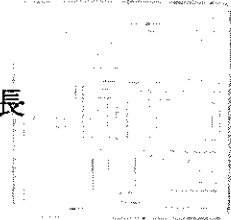
TEL : 03-6734-2918



健発 0725 第 3 号  
平成 30 年 7 月 25 日

文部科学省大臣官房長 殿

厚生労働省健康局長



「健康増進法の一部を改正する法律」の公布について（通知）

「健康増進法の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 78 号。以下「改正法」という。）については、本日公布されたところである。

改正法の趣旨及び主な内容については、都道府県知事、政令市市長及び特別区区长宛て通知（別添）のとおりであるので、貴府省庁におかれても、これらの内容について十分御了知いただくとともに、所管の独立行政法人、関係事業者等に改正法の内容等の周知徹底をお願いする。

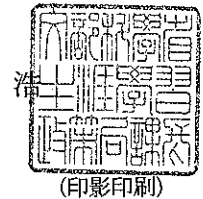
なお、学校等における受動喫煙対策については、既に貴省において「学校等における受動喫煙防止対策及び喫煙防止教育の推進について（通知）」（平成 22 年 3 月 12 日付け 21 ス学健第 33 号文部科学省生涯学習政策局社会教育課長、同省スポーツ・青少年局企画・体育課長、同局学校健康教育課長及び文化庁文化部芸術文化課長連名通知）等において周知していただいているところであり、受動喫煙対策が一定程度進んでいると承知している。改正法では、学校の敷地内に特定屋外喫煙場所を設置できることとしているものの、あくまで原則は「敷地内禁煙」であり、改正法は受動喫煙対策を一層推進する趣旨のものである。今後も、法改正の趣旨を踏まえつつ、学校等における受動喫煙対策がより一層図られるようお願いする。



21ス学健第33号  
平成22年3月12日

附属学校を置く各国立大学法人担当課長  
各都道府県私立学校主管課長  
各都道府県・指定都市教育委員会総務課長  
小中高等学校を設置する各学校設置会社の学校担当事務局長  
殿

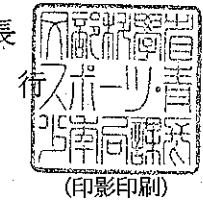
文部科学省生涯学習政策局社会教育課長  
神代



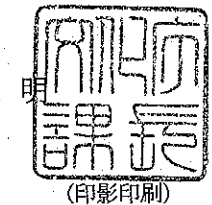
文部科学省スポーツ・青少年局企画・体育課長  
有松育



文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長  
松川憲



文化庁文化部芸術文化課長  
清水



学校等における受動喫煙防止対策及び喫煙防止教育の推進について（通知）

学校等における受動喫煙防止対策及び喫煙防止教育の推進については、平成7年5月25日付け7国体学第32号「喫煙防止教育等の推進について」（参考1：添付資料省略）及

び平成15年4月30日付け15国ス学健第1号「受動喫煙防止対策及び喫煙防止教育の推進について」(参考2:添付資料省略)で通知したところですが、別紙のとおり、平成22年2月25日付け健発0225第2号で厚生労働省健康局長から協力依頼がありました。

については、健康増進法(平成14年法律第103号)第25条及び別に別紙添付の平成22年2月25日付け健発0225第2号厚生労働省健康局長通知「受動喫煙防止対策について」(以下「厚生労働省通知」という。)の趣旨等を踏まえ、特に下記の点に留意するなど、学校等における受動喫煙防止対策及び喫煙防止教育の一層の推進について、格段の御配慮をお願いします。

また、都道府県教育委員会におかれましては域内の市区町村教育委員会、所管の学校(専修学校・各種学校を含む。)、社会教育施設、社会体育施設及び文化施設等に対して、都道府県私立学校主管課におかれましては所轄の学校(専修学校・各種学校を含む。)等に対して、本通知について周知されるよう併せてお願いします。

## 記

### 1. 健康増進法第25条の規定の趣旨と対象となる施設

(1) 健康増進法第25条において「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」こととされ、受動喫煙とは「室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること」と定義されていること。

(2) 法第25条の対象となる施設として、「その他の施設」は、鉄軌道駅、バスターミナル、航空旅客ターミナル、旅客船ターミナル、金融機関、美術館、博物館、社会福祉施設、商店、ホテル、旅館等の宿泊施設、屋外競技場、遊技場、娯楽施設等多数の者が利用する施設を含むものであり、本条の趣旨にかんがみ、鉄軌道車両、バス、タクシー、航空機及び旅客船などについても「その他の施設」に含まれるものとされていること。

### 2. 今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性と普及啓発

(1) 厚生労働省通知において「今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。一方で、全面禁煙が極めて困難な場合等においては、当面、施設の態様や利用者のニーズに応じた適切な受動喫煙防止対策を進めることとする。また、特に、屋外であっても子どもの利用が想定される公共的な空間では、受動喫煙防止のための配慮が必要である。」とされており、これを踏まえ、学校等においては、受動喫煙防止対策につい

て、適切な措置を講ずること。

(2) また、「たばこの健康への悪影響について普及啓発し、禁煙を促す方法等について、健康教育の一環として、地域、職域、家庭等において、関係者の対話と連携のもとで一層推進する」とされており、これを踏まえ、学校等においては、喫煙防止教育を一層推進すること。

**【本件連絡先】**

文部科学省：03-5253-4111 (代表)

スポーツ・青少年局 学校健康教育課 保健管理係 (内線2976)

○ 社会教育施設

生涯学習局 社会教育課 法規係 (内線2973)

○ 社会体育施設

スポーツ・青少年局 企画・体育課 施設係 (内線2672)

○ 文化施設

文化庁 文化部 芸術文化課 推進係 (内線3163)

# 薬物乱用防止教育の推進について

## 1 薬物乱用の情勢

- 近年、若年層を中心に大麻事犯の検挙人員は増加傾向にあり、平成 29 年には未成年者及び 20 歳代の大麻事犯検挙人員が全体の約半数を占めるなど、青少年への薬物乱用の拡大が懸念される状況にあります。

(参考) 大麻事犯の検挙人員数の推移

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
総数	2,867	3,087	2,367	1,759	1,692	1,616	1,813	2,167	2,722	3,218
うち少年	234	214	164	82	67	61	80	144	211	301
うち中学生	2	5	11	1	0	0	3	3	2	2
うち高校生	48	34	18	15	18	10	18	24	32	53
うち 20 歳代	1,542	1,666	1,232	844	742	651	665	905	1,026	1,218

※「第五次薬物乱用防止五か年戦略」を基に作成

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iyakuhin/yakubutsuranyou\\_taisaku/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/yakubutsuranyou_taisaku/index.html))

## 2 薬物乱用防止教育の充実について

### (1) 薬物乱用防止教室の充実強化について (別紙)

- 平成 29 年度における私立学校の薬物乱用防止教室の開催状況は、中学校 43.8% (公立 95.0%)、高等学校 58.9% (公立 97.4%) となっています。
- 近年の情勢を踏まえ、薬物乱用防止教育の一層の指導の徹底を図られるようお願いいたします。

### (2) 大学等の学生に対する薬物乱用防止のための啓発の推進について

- 新入大学生等に対する啓発パンフレットについて、平成 30 年度から原則電子媒体で配布しています。学生向けのポータルサイトへの掲示や電子メールでの配信等、積極的な御活用をお願いいたします。

(参考 URL)

大学生等に対する薬物乱用防止のための啓発用パンフレットについて

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/1344688.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1344688.htm)



(参考) 第五次薬物乱用防止五か年戦略 (平成 30 年 8 月薬物乱用対策推進会議) (抜粋)

目標 1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

#### (1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実

(薬物乱用防止教室の充実強化)

- ・ 薬物乱用防止教室は、学校保健計画において位置付け、すべての中学校及び高等学校において年 1 回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努める。

(大学等の学生に対する薬物乱用防止のための啓発の推進)

- ・ 大学等の学生に対する薬物乱用防止のための啓発資料を作成・配布し、大学等に対し入学時のガイダンスにおける活用を促すなど、啓発・指導の充実を図る。

## 平成29年度「薬物乱用防止教室」開催状況

## 集計学校種：全校種

	調査回答校数	開催校数	開催率	(参考)H28開催率
合計	35,100	29,320	83.5%	82.5%
小学校	19,913	15,747	79.1%	77.3%
中学校	10,248	9,328	91.0%	91.0%
義務教育学校	102	85	83.3%	100.0%
高等学校	4,735	4,092	86.4%	86.3%
中等教育学校	102	68	66.7%	76.9%

## 集計学校種：公立

	調査回答校数	開催校数	開催率	(参考)H28開催率
合計	32,587	28,039	86.0%	84.9%
小学校	19,613	15,647	79.8%	78.0%
中学校	9,431	8,957	95.0%	95.0%
義務教育学校	92	83	90.2%	100.0%
高等学校	3,388	3,299	97.4%	97.3%
中等教育学校	63	53	84.1%	100.0%

## 集計学校種：私立

	調査回答校数	開催校数	開催率	(参考)H28開催率
合計	2,338	1,195	51.1%	49.8%
小学校	228	71	31.1%	28.6%
中学校	744	326	43.8%	42.2%
義務教育学校	6	0	0.0%	—
高等学校	1,329	783	58.9%	57.8%
中等教育学校	31	15	48.4%	43.8%

## 集計学校種：国立

	調査回答校数	開催校数	開催率	(参考)H28開催率
合計	175	86	49.1%	47.1%
小学校	72	29	40.3%	34.2%
中学校	73	45	61.6%	59.2%
義務教育学校	4	2	50.0%	—
高等学校	18	10	55.6%	52.9%
中等教育学校	8	0	0.0%	40.0%